

## 第 59 回「上海 IPG」会合

日時：2012 年 7 月 19 日（木）14：00～18：00

場所：上海龍之夢大酒店 4 階 Ball Room A

## 「上海 IPG ピックアップ講座」

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

皆様本日はお忙しいところご参集頂きましてまことにありがとうございます。お時間になりましたので、只今より第 59 回上海 IPG 会合の方を始めさせていただきます。

私ジェットロ上海事務所の安藤と申します。本日の司会を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。お手元に資料等お配りさせて頂いていると思いますが、もし足りなければ近くのスタッフまで仰って頂ければお持ちいたします。

では最初に上海 IPG ピックアップ講座を開始させていただきます。本日は「偽造防止ツールの最新状況」というテーマにて、お三方にご講演を頂きます。

では最初に YAMAGATA 株式会社の業務支援室の生田課長様の方から、「模倣品・海賊版の被害対策へのご提案」という事でご講演を頂戴出来ればと思います。よろしく願いいたします。

「講演①」 14:00～14:15

「テーマ」 「模倣品・海賊版の被害対策へのご提案」

「講師」 YAMAGATA 株式会社 業務支援室 課長 生田 茂朗氏

皆様こんにちは。YAMAGATA 株式会社、生田と申します。これから 15 分程、短い時間ですがお付き合いの程よろしく願いします。

本日ご紹介させていただきますのは、YAMAGATA 株式会社、私共 YAMAGATA グループが今取り組んでおります偽造防止の新しい技術についてです。

ざっと 15 分の内容ですが、まず私共の会社のご紹介。それから何でこんな事を考えなきゃいけないかとの社会背景です。すでに世の中に出回っている各種技術。私ども YAMAGATA がご案内させていただきます解決策。それを具現化するためにこんな事をやっていますという実質的な内容。更に、次どうするのといった様な問題最後に、中国における間合わせ窓口をご案内させていただきます。

まず私共 YAMAGATA のご紹介です。1906 年、今から 106 年前に山縣印刷所という名前で創業をいたしました。そして現在に至っております。現在では海外に 10 ヶ国、21 拠点をもって運営をしております。日本国内では YAMAGATA 株式会社、こちらは営業及び管理を中心に運営をしております。YAMAGATA INTECH 株式会社、YAMAGATA JAPAN 株式会社と日本国内では三社体制で今運営しております。

業務内容ですが、基本的には取扱説明書、例えばカメラですとか自動車等の製品の説明書、こちらをずっと進めております。単に印刷するのではなくて、電子コンテンツ化の推進等も以前より進めて参りました。今日、所謂取扱説明書というカテゴリーに囚われずに、人にあるものですとか、ある動作を分かりやすく伝えるものを提供する会社。提供する媒体については印刷物に限らずデータであったり、ウェブ上での公開であったり、色んなツールを使ってそういったものも提供する会社という事で、取扱説明書以外の分野でも色々と活動をさせて頂いております。

中国ですが、無錫に私共大きな工場、拠点を持っております。マニュアル屋としてのトップ、ナンバー1を目指しております。高い信頼性、品質技術で印刷からサプライチェーンを支援。これは例えば印刷物を同梱して、パッケージングまでしてお客様の方にお届けするといった様な、上流から下流まで一貫通貫で対応させて頂くと、そ

ういった事も行っています。当然取扱説明書というのは部品の一部になりますので、ある意味部品と同じ扱いという事で何か問題が起こった場合には全て交換ですとか色々な問題が起こってまいります。そういった意味では日本、中国、どこで行っても統一された品質基準を持って運用していく。日々挑戦、挑戦力という事では世の中どんどん変化していきますので、そういったものに追随して色々なものをご案内、ご提供させて頂くという事を行っています。

YAMAGATA INTECH、こちらの方は製作が中心になりますが、所謂印刷をする前のデータ作りです。所謂紙メディアだけではなくて色々な媒体に最適な形で色々な情報を加工して提供させて頂くという事を行っています。併せて、取扱説明書というものをやってきた関係で、各言語に対する対応というのも必ず必要になります。常時47ヶ国語くらいは日常的に利用しておりますが、実際やっているものというのはスポットであるものも含めると67ヶ国語を超える翻訳、ローカライゼーションに対応させて頂いております。

本題の方にいきますが、偽造防止の社会背景という事で、これは情報をちょっと集めて引っ張り出したものなんです、数年前の国際刑事機構の資料ですと、世界で約80兆円の被害が出ています。国際貿易に限定しても20兆円以上の被害というのが生まれてます。現時点ではこれを数倍する規模に膨れ上がっていると考えています。どのようなものが有るかという事で、例えばゴルフボールですとかスポーツ用品、化粧品、薬、エンジンオイル所謂部品ですとか、サプライ・消耗品関係、電化製品、あらゆる分野で何でもありなのかなと。当然海賊版、「模倣品」という言い方はしませんが、海賊版というのも皆さん新聞等でもご承知かと思いますが、いたる所で出回っているというような現状かと思えます。

当然色んな対策をとろうという事で、色んな技術が開発されて進められていますが、大きく偽造防止技術と言いますと、オバート技術と言われている所謂器具を使わず見てすぐ分かるもの。要は「真似できるんなら真似してみろ」と言って自己主張するような偽造防止技術です。代表例としては紙幣を例にしてありますけれども、例えば紙幣の透かしですとか潜像模様、こういったものがあります。

もう一つ違った切り口で見たのがコバート技術。ある特定の簡易器具などを使って真贋判定をする技術、こういったものがあります。コバート技術の例ですと紫外線反応インキですとか蛍光インキを使ったりと、こういったものが現時点では行われています。

私共の方はマニュアル屋という事で、当然お客様の方では製品価格という制約があります。お金いくらでもかけて良いという事であれば強力なのをやるよというのも考えられるんですが、そういう制約の中でどうしたら良いんだろかという事で色々模索をして参りました。一つの解としては、今持っている通常の印刷技術、これを運用しましょうと、そして運用面で上手くカバーできる方法を考えよう。そうなるって来ますとランニングコストにあまり影響を与えずに何か出来ないのかと。そうなるってコバート技術を利用するというもの一つの方法と考えました。ある意味存在を隠してしまえと、隠してしまう事で対策を施しておく事を見えないようにしてしまおうというのが私共が考えた一つの解です。

事例ですが、ある道具を使って印刷面にその道具を当てると、ここにある様に言葉を出させてしまうと。そうすると「これ言葉を喋れば本物だね」という確認が出来ますよと、こんな技術です。

この技術を私共略してSMC、Simple Microdot Codeというふうに呼んでおります。

どのようなものかと申しますと、ある印刷面の中に非常に微細な点を埋め込みます。その微細な点を先ほどご覧頂いた様な専用の器具で見ますとある反応を示すという事です。非常に微細な点の組み合わせをしておりますので、まず一つは色んなデザインを損なう事はありません。デザインとの組み合わせによっては、人間の目で目視で確認する事はほぼ不可能になります。そういう意味では、対策を施しているという事がまず分からないというのが大きな特徴と考えています。当然何をして良いか分からなければ、偽の技術を作る人も何を作って良いのか分からないという所で抑止効果を働かせようという考え方です。

どういったのというと、これは一つの手品の種明かしになるんですか、上が正規のコードを読み取った点の配列です。下が通常の網点の配列です。若干点の位置がずれているのが、これは大きくしてるので分かると思いますが、人間の目ではマイクロ台のズレですのでまず判読する事が不可能です。この網点のある特定の意図をもって動かすというのがこの技術の大きな特徴になっています。当然こういった技術は日進月歩でして、これだけで永久に大丈夫などと言うと、そういう事は絶対ありえないと考えております。

そういう意味では次のステップとしては通常の印刷技術が運用できるのであれば、今度インクそのものに色んな工夫が出来ないだろうかという事を考えておまして、ある植物の DNA を一つ一つ分解しまして我々の意思をもって組みなおす。そこである特定の番号を発番させてしまうという DNA 技術の組み合わせで考えていこうというふうに考えています。DNA のレベルになりますと、まずやってみようと思っても偽造するためには膨大なコストもかかるだろうと、そうになっていくとそれに見合う、お札でしたらやるとは思いますけれども、通常の商品でそこまでやるのかなというかなり抑止効果としては期待出来るのではないかなと考えて、今こちらの方も進めている段階です。

こういったものが出来ると、将来的には IT 技術との融合という形でクラウドなどと結びつけて、まずはある印刷物そのものでの真贋判定ですが、それに IT による偽造防止対策、そういったものを組み合わせる事で、よりハードルの高いものも出来るだろうと。そこまで出来るようになりますと、逆に個別の認証が出来る訳ですから、商品のトレーサビリティ、そういったところまで発展する事が出来るだろうというふうに今考えて、こちらの方も色んな技術競争を含めて取り組んでいる最中でございます。

まとめの方になりますと、偽造防止というのはご承知の様に技術の進歩と共に常にどんどん進化をしていきます。大体偽物を作る人っていうのは非常に賢い方ですから生半可な事では駄目だろうと、そういった意味では商品価格という大きな制約の下で色んな対応策を考えていかななくてはいけないというふうに認識しております。それでは今後もあらゆる技術方向に注目しつつ、皆様のお役に立てる情報の提供を心掛けていきたいと考えております。

あと問い合わせ窓口ですが、営業拠点はこちらの上海でございます。こちらにあります当社の中村、王、楊この三名。それから製作の方では有馬、永井、生の三名。こちらの方に気楽にお問い合わせ頂ければ、今ご紹介したもの以外にもお客様の状況に応じて色々な形でのご提案をさせて頂きましますので、どうぞお気軽にお声を掛けて頂ければと思います。

本日はご清聴ありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

生田様どうもありがとうございました。

では続きまして DNP、大日本印刷の葛迫部長の方から、「模倣品対策に最適な DNP ホログラムのご紹介」という事でご講演を頂戴したいと思います。では葛迫部長よろしくお願ひいたします。

「講演②」 14:15～14:30

「テーマ」 「模倣品対策に最適な DPN ホログラムのご紹介」

「講師」 迪文普企業諮詢(上海)有限公司 財務部 部長 葛迫 浩司氏

皆様こんにちは。私 DNP 大日本印刷の葛迫と申します。よろしくお願ひいたします。ではこれから模倣品対策に最適な DNP ホログラムのご紹介という事で進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

まず最初に弊社について簡単にご紹介させて頂きたいと思ひます。弊社大日本印刷は、1876年の創業以来、印刷技術と情報技術を組み合わせ、最初は出版物から始めまして現在はパッケージ、建材、ビジネスフォーム、電子部材、ディスプレイ関係の製品、あと最近ではエネルギー分野など幅広く事業領域を拡大して世界有数の印刷会社へと成長して参りました。私共の製品サービスは多種多様にわたりますが、いずれも私たちの日常生活に密接したものでございます。現在営業拠点といたしましては、国内に 44ヶ所、海外に 21ヶ所。製造拠点は国内に 53ヶ所、海外に 11ヶ所と、海外にまで広げて事業を拡大してまいりました。

続きまして DNP 大日本印刷の中国事業ですけれども、最初に 2003年に上海に中国初の拠点として駐在員事務所を開設いたしました。以降現在では現地法人 4社ございまして、中国事業を展開しております。

事業の中身と致しましては二つほどございまして、一つは日本で製造した製品を輸出販売すると、こちら（輸出販売）の営業サポート・技術サポートをする迪文普企業諮詢上海という会社がございまして、もう一つは広告宣伝物、紙の媒体や、インターネットのホームページ制作などは中国国内でも営業拠点を持っております。こちらについては迪文普国際貿易という会社と、迪文普情報技術サービスとこの二社で担当しているという体制になっております。今回ご紹介するホログラムは基本的には日本からの輸出販売という形になっております。

それではホログラムのご紹介に移っていきたくと思ひますが、入り口でこちらのオレンジのファイルをお渡ししたと思ひます。この中にホログラムのサンプルも入っておりますのでそちらをご覧頂くと非常に分かりやすいかなと思ひますので、併せてご覧頂ければと思ひます。まずこちらの方ですけれども、こちらにあるのは DNP が展開しているホログラムの種類です。大きく分けて二つございまして、エンボスとリップマンという形になります。DNPはこの二種類を製造できる唯一のメーカーという事になっております。ホログラムにつきましてはこれまで約 40年間にわたりまして自動車部品とか電子部品、医薬品、サプライ品などを扱う多くのメーカー様にご採用頂いております。模倣品対策ツールとしても高い実績を持っておりますので、今後ますます幅広く展開していくと期待されている分野です。

それでは続きまして、エンボスとリップマンというこの二種類のホログラムについて簡単にご紹介をさせて頂きたいと思ひます。まず最初にエンボスホログラムという

ものですが、ホログラムとって一番最初にイメージされるのはこのエンボスホログラムというタイプのものです。キラキラ輝く銀色のホログラムでして、こちらのパンフレットですと1ページ目、こちらの右下にあるのがエンボスのホログラムになります。エンボスというのは「浮き彫り」という意味ですが、その名の通り微細な凸凹加工を施す事で光を反射させて虹色に輝くというものです。紙幣やクレジットカードにもよく貼ってある様な銀色のホログラムというイメージです。最大の特徴といたしましては見れば分かりますが、輝度が高い、また存在感があるという事で、セキュリティ対策以外にもアイキャッチとかデザイン面でも使われているという特徴があります。コスト的には比較的ローコストで大量生産が可能ですので、製造可能なメーカーは世界に百社以上と、かなり多くの会社で作っているホログラムです。最近ではエンボスに最先端技術のEB描画方式を採用いたしますとより高精細・高輝度なホログラムを実現する事が出来ます。

こちらのパンフレット、真ん中のページの上の方にもう少しキラキラしているものがありますが、EB描画方式を使うとよりセキュリティにも強いエンボスホログラムが生産可能になります。更にマイクロ文字、小さい見えない様な文字とか、偏向インキ、レーザー再生装置とかそういうものを付加しますと更にセキュリティ面で向上が期待できます。また中国においては、国家質検総局から偽造防止効果に優れているという事を認定されまして、「防偽技術評審証書」というものをこのEB描画方式で、取得しております。

続きましてリップマンホログラムの説明に移らせて頂きます。お手持ちのパンフレットですと1ページ目の左下にありますが、この最大の特徴は上下左右の立体感があることです。銀色のエンボスホログラムはキラキラしててちょっと傾けてみると色が変わるというものですけれど、こちらの場合は中に箱が入っている様に見えるというものです。後ほどでも良いですが、パンフレットを持って傾けて頂くと中に箱のようなものが見えると思います。それで、一目で本物か偽物か分かります。

このホログラムは非常に高い技術が要求され、更に材料も入手困難ですから、量産技術を持っているのは世界で数社だけ、そして転写箔化についてはDNPだけという技術でございます。そのため世界で最も偽造されにくいホログラムとして国内外から高い注目を浴びています。エンボスホログラムと同様に色々な技術を付加する事によって更にセキュリティを高める事が出来ますし、今後についてはフルカラータイプや更にリアリティのある立体表現を可能にしていくという事になります。

お配りしたファイルの中に1枚バラのサンプルが入っているとと思いますが、そちらがリップマンホログラムです。ちょっと小さいので見づらいかもかもしれませんが、このようなものです。多分このようなものが入っていると思うんです。これがリップマンホログラムのサンプルなのでちょっとご覧頂ければと思います。こちら中国では技術の認定を頂いているという特徴がございます。

ホログラムの機能という事になりますけれども、織り込まれた機能としては二つございまして、まずは先ほどもお話があったと思いますが、オバート技術と言いまして見ただ目で判別出来るものです。例えば立体感や動きとか輝きであるとか、あと傾ける事によって色が変わります。こういう見てすぐ分かるものというのはエンドユーザーが簡単に真贋を判別出来るという所が特徴ですから、基本的な偽造防止の機能になっているという事が言えると思います。もう一つがコバートと言いまして、隠しこまれた判別技術です。見た目ぱっとは分からないのですが、例えば関係者や税関の方だけが見られる(ようにする事も可能です)。例えばマイクロテキストとここに書いてあり

ますけれども、拡大鏡などを用いて確認する事が出来る。またカラーシフトと言いまして、何にもしないと同じ色なんですけれど特殊フィルムを使うと左が黒、右が赤というふうになる。これもこういう物を持っていれば簡単に見分ける事が出来る。またレーザー再生と言いまして、レーザーを照射し画像を再生するような機能を盛り込む事も出来ます。以上がホログラムの真贋の判別の説明になります。

それでは最後に弊社のリップマンホログラム、先ほど説明した二番目のホログラムですけれども、そちらを採用して頂いたお客様の事例をご紹介したいと思います。こちらご覧頂ければ分かると思いますが、パナソニックシステムネットワークス様のプリンタ消耗品に採用された事例でございます。パナソニック様のお悩みとしては、製造販売するプリンタ消耗品については模倣品が出ていると、その中で税関や販売会社だけでなく、やはり購入するエンドユーザー様にも簡単に分かるような模倣品対策というものを求められて、採用に至ったという事例です。その際エンドユーザーへの分かりやすさを追求するために、こちらの場合ですとパッケージの方にリップマンホログラムの判別方法をイラストで表示していただきました。それに加えましてホームページでも画像や動画を使って情報発信をする。こうした分かりやすさを追求する事で模倣品防止機能が最大限に発揮された事例となっております。

ちょっと簡単にご紹介ですけれども、こちらはパナソニック様の中国語のホームページになりますが、こちらのこの辺に「本物はこうですよ」という、ホームページを使って実際にエンドユーザーに告知しています。またこの所に動画がありまして、ちょっとこれ小さいのでもうちょっと大きめにして実際にご覧頂きたいと思えます。これは実際ホームページに流れる画像と全く一緒のものでございます。そこにホログラムが貼ってあって、これを傾けるとこういうふうに見えます、というのが実際の動画で出てくると、このような感じですよ。ハートマークとかダイヤモンドとか。それで今度は上下に傾けるとスペードのマークが（見えます）。このように実際に見分ける時にはこうやって頂くと良いんですよというのをホームページに告知させて頂く形になります。こうやって告知する事によってエンドユーザーさんでも簡単に見分ける事が出来るようになっていきます。

という事で最後になりますけれども、大日本印刷、DNP といたしましては、ホログラムを中心としておりますが、セキュリティ印刷を始め、パッケージを含めたご提供など模倣品対策のソリューションをご提案して参りますので、ぜひ今後ともよろしくお願いたします。ホログラムだけではなくて、プラスαとしてお客様の工場支援、コンサル&告知、アフターフォロー、また中国の法令対応等についても我々としては提供する事によって皆様の模倣品防止対策に貢献していきたいと思っております。

最後に本件に関する問い合わせは、基本的な技術とか製造は日本にございますので、日本の連絡先がこちら。CBS 事業部のホログラム事業推進部という所がございますので、そちらにご連絡を頂ければと思います。またホームページを持っておりますので、そちらで製品も詳しくご覧になる事が出来ます。

あと中国では迪文普企業諮詢、私葛迫の方で窓口対応いたしますので、何かございましたらお気軽にご相談頂ければと思いますのでよろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

葛迫部長、どうも分かりやすい説明でありがとうございました。

続きましてピックアップ講座の最後になりますが、富士フィルムの二宮課長様の方

から「模倣抑止手段関連製品の紹介」という事でご講演の方頂戴出来ますでしょうか。  
では二宮様よろしくお願いたします。

「講演③」 14:30～14:45

「テーマ」 「模倣抑止手段関連製品の紹介」

「講師」 富士フィルム(中国)投資有限公司 情報産品事業部 課長 二宮 優氏

改めまして富士フィルムの二宮と申します。よろしくお願いたします。本日はジェトロ様からこの機会を頂きまして、私共の比較的新しい製品になるんですけども、製品名がフォージガードと申しまして、偽造防止対策のシールのご紹介をさせて頂きたいというふうに思います。

先ほどお手元に配らせて頂いたんですけど、この小さい四角ものです。これがフォージガードのビューワーでして、中にシールが4枚ほど入っているかと思うんですけども、そこをかざして頂ければこのフォージガードのこのビューワーの四角い窓のところで見て頂けると、何も無い表面銀色のシールなんですけれども、その下に隠れている像が見えるというシールでございます。

富士フィルムという会社をご存知の方いらっしゃるかと思うんですけども、私たちに比較的写真技術のイメージが多いかと思うんですけども、そこから派生した商品でございまして、普段一般的な印刷ですとホログラムですとか第三者による偽造が多いと。真贋判別が付きにくく比較的信頼性が低くなってきているのかなというふうに思っております。そんな中で私共フォージガードの製品なんですけれども、写真技術、印刷技術をベースにしまして、ファインケミストリー、イメージング、あとナノレベルプロセスといった技術を応用しまして第三者による複製、偽造をより困難にしております、真贋の判別が先ほどご覧頂きました様にビューワーですぐに出来るという所で高い信頼性を実現しているという商品でございます。

これは皆さんもよくご存知だと思いますので、模倣品取引額の推移という事であげさせて頂きました。昨今この被害額が増加しているという事で先ほど YAMAGATA 様の方からもありましたけれど、被害額は増えていると。背景といたしましては、模造品・粗悪品が出回って単に模造による存在だけという事でなく、粗悪品を原因とする故障ですとか事故への企業の責任問題になっているというような背景がございます。

各社様、皆様試行錯誤し対策を取られているんですけども、今現時点ではホログラムといった偽造防止対策が主流ですが、それが今新興国でもかなり高度なホログラムが出来るという様な事になりまして、偽造防止の効果が低下しているのではないかと。更にこれに対して特効薬がまだなかなか見つからないという事で、ホログラムに代表される防止技術と偽造技術のいたちごっこが繰り返されているというところで、今私共の提案としましてはこのホログラムからの技術転換の時期に来ているのではないかとというふうに推測しております、このような商品を開発しております。

フォージガードの特徴なんですけれども、先ほど申しました通りオリジナルの化合物、市販で入手可能な材料では作れないもの。プラス、プロセスノウハウ、設備を買っただけでは作れない、といったものを組み合わせまして、セキュリティレベルをかなり高い商品にしております。一目瞭然で分かるというのがこの商品のみそでございまして、誰でも真贋判定というのがこのビューワーを見る事によってすぐに分かるという所が一つの特徴です。さらにこれはデジタル描画を採用しておりますので、版が

いらないということでイニシャルコストがほとんどかかりません。デジタル描画ですのですぐに絵を変えるといた事も可能ですし、例えば流通経路を把握する為に片側ではこの色で、片側はこの色でといった事をすぐに変更したり画像を変えたりとか、そういった事も可能になっております。

続きましてフォージガードの利用例という事でまずケース①としまして、製品現物に貼付して、製品現物の真贋判定業務に利用するという事で、使用方法としましては製品現物に直接貼って、純正品を識別する目印として利用すると。期待されてる効果は製品の設計や外観の細部などの詳細を熟知していない人でも簡単に真贋判定が可能となるんだと。従来、修理やクレームで戻ってきた製品現物を外装箱が無い状態で判別するには非常に専門知識が必要だったんですけれども、ラベルで1次判定が可能となりますので、迅速化・効率化が可能となります。また偽造品対策の調査会社や税関など第三者期間でも簡単にこのビューワーが見れますので、業務効率化・効率アップなどが期待できる。一目瞭然ですので、誰でもどこでも正確な真贋判定が可能ですし、高い耐久性がございますので従来貼付ができなかった場所でも直接貼付が可能となります。

現物として今、お客様から了解頂きまして実際貼って頂いた商品がここにございまして、後で受付等に置かせて頂きます。皆さんお手持ちのビューワーでシールのラベルを見て頂ければ分かるかと思えます。こちらのラベルのところに表示を組み込んで頂きまして、これも後で受付の方に置かせて頂きますのでご覧下さい。

続きましてフォージガードの利用例という事で、外装箱に貼付して製品流過程での真贋判定業務に利用するという事で、使用法は既存の製品外装箱に貼付して、流過程での偽造品摘発に活用という事。期待できる効果の方ですけど、従来は特定拠点・人員で判断していた真贋を、より多くの拠点で即時、かつ正確に実施するという事が可能となりますので、偽造品摘発の頻度・効率が向上して、偽造への抑止力強化に繋がると。また偽造品調査会社或いは税関など第三者機関もすぐ分かりますよということと、流過程での摘発頻度・精度向上によって販売店などに対して偽造への毅然とした姿勢をPRできて抑止力強化に繋がると。

続きまして利用例③ということで、店頭で購入時に真贋判定のツールというものを提供出来ますよという事で、販売店様よりビューワーを配布してユーザーが購入する際に実際ビューワーで見せて、真贋判定を行える環境を提供しユーザー自身で確認ができる事で、純正品を購入するという様な動機付けになるという事と、私共のこの技術が偽造できないという前提の下ですけれども、純正品・偽造品の見分け方を広く告知して頂いて、販売店様が偽造品を取り扱う事を抑止すると共に、毅然とした姿勢でPR出来ますよと。実際にヨネックスさんですとか採用して頂いた会社様のホームページには、このフォージガードを組み込んでいる事が告知されておまして、皆様それを見た上で真贋判定を行って頂くというような状況でございます。

続きまして、ユーザーが購入都度に真贋判定を行うツールを店頭で提供するという事で、本体販売時に簡易ビューワーを同梱するというやり方ももちろん可能ですし、消耗品購入都度、ユーザーがそれを用いて真贋判定を実施すると。期待できる効果ですけれども、ユーザー自身で都度正確に純正品か否かを判別できるため、純正品使用の必要性、偽造品による各種デメリットを強く訴求する事が可能となります。純正品を本当に購入したいお客様が安心して純正品を購入出来る環境というものを提供出来ますし、ブランドイメージの向上に繋がるという事も考えられます。また純正品取扱店舗への来店動機のアップによる売上増が期待できるという事も期待効果として

謳っておりまして、この会員ビューワーは皆様にお配りしたものをもうちょっと簡単にもうちょっと小さいものを用意しておりますので、製品への同梱が可能という事になっております。

今まで何点かご紹介したんですけれども、まとめさせて頂くと、一般的な模倣品対策ラベルの場合とフォージガードと何が違うんですかというところなんですけど、印刷部分は、汎用技術の延長、かつ外部購入が可能な素材・設備をベースとしているので、一般的な印刷だとラベル自体の模造品も出ているというのが現状です。それに対してフォージガードですと、様々な特殊技術を組み合わせておりますので、複製・偽造が不可能だという事で模倣が出来ない商品です。またデザインの作成です、イニシャルコストは版代がかかるという事が私共ございませんので、高いセキュリティとコストダウンが可能になるという所もございます。また見る角度によって一般的な印刷ですと、真贋判定の基準が感覚的で一定の専門知識を周知する事が可能となりますけれども、このビューワーがございますので、誰でも簡単に出来ますよというのが一つの特徴になります。

ここでちょっと商品のラインナップを紹介させて頂きたいんですけども、ラベルですとか、携帯でしたらロールフィルム、専用ビューワーです。下にラベルの利用例として貼って頂いたもの何点か写真に載せているんですけども、シールが一個貼ってありまして現物貼付が可能となっております、という事があります。これの具体的な温度なんですけれども、耐熱性と対光性というところで、200℃の環境下で5時間以上の耐熱性、間接太陽光500luxの環境下で20年相当の耐久性を達成しているという事がございますので、今まで過酷な環境の所にシールを貼れないという事もあったんですけども、現物貼付が可能になりますという事でございます。

一応ラベルの標準仕様なんですけれども、皆様のお手元の10mm×10mmが一番メインのラベルの標準仕様なんですけれども、このサイズは加工が可能でございまして、もっと小さくしたいという事も可能でございます。実際にお客様の仕様によってデザインも勿論お客様の社名ですとか、社標、色んな商品の例えばブランドとかといったものを入れる事も勿論可能でございますので、個別にデザインを打ち合わせによって決定しているという事でございます。標準以外のサイズ、複合ラベルの今ここにあるシール以外のものと組み合わせてフォージガードを作るといった事も可能ですので、別途要求仕様等ございましたらご相談頂けましたらどのような形でも可能でございます。

納品までの流れでございまして、ご相談頂きました図案とか使い方に関するヒアリング。対象物、検出方法、いつ、誰が、どこでやるのかという事をご相談させて頂きまして、デザインを作った上でカスタマイズでプロトタイプを作成しまして最終的には発注、デザインデータを入れまして製造にまわします。その後納品するという形にさせて頂いております。

この辺は見て頂ければ分かると思うんですけど、自動車業界ですとか、スポーツウェア、通信販売、プラント、浄水器、スポーツギア等に只今高い評価を頂きまして、模倣品対策ラベルとしてご採用頂いております。

ちょっと時間だと思っておりますので、この辺で私共の紹介は終わらせて頂きますが、問い合わせ先なんですけれども、私共販売は上海で行っておりまして私が窓口となりまして紹介させて頂きます。製造自体は日本で行っておりますので、詳細についてはご相談頂いた時に製造体制ですとかセキュリティ性をご説明させて頂きたいというふうに思っております。本日はありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

二宮さんどうもありがとうございました。

講師の皆様どうもありがとうございました。ここでピックアップ講座は終了させていただきます。では休憩に入りますので、大体 15 分後をめどにこちらの方へ戻ってきて頂ければと思います。お出口出られたところにコーヒー等ご用意しておりますので一旦お休みください。では 3 時 2、3 分には戻ってきて頂けるようお願いいたします。ありがとうございます。

## 「上海 IPG 全体会合」

### 第1部 各種連絡事項

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

では皆様、IPG 会合をまた再開させていただきます。これから全体会合といたしまして、第一部、各種連絡事項の方に移らせていただきます。

まず冒頭に新規メンバーのご紹介という事で、4 月にご入会されました安川電機様の方からご紹介させていただきますと思います。安川電機の松尾様、会場の方にお越し頂いてますでしょうか。では大変ご足労なんですけど、前の方で一言簡単にご挨拶を頂戴できればと思います。

○安川電機 松尾氏

初めまして。安川電機、松尾と申します。この度 4 月に入会させていただきます。今回初めての参加となります。今日安川電機の方からは、私とあと西というものが参加しておりますので今後とも宜しくお願いいたします。皆さんの活動は実は存じ上げていたんですけど、当社の方も中国の方へ工場の進出等に絡んできまして、知財の方に動いていくという事になって参りました。それを機会にこの会合にも参加させて頂く事を大変嬉しく思ってますので、色々教えて頂ければと思っています。

安川電機の事をあまりご存知でない方もいらっしゃるかと思いますので、簡単にご説明させていただきますと、安川電機というのは本社は九州にありまして、1915 年に設立されました。もうすぐ 100 周年を迎えるという会社です。北九州の方にありますので、元々炭鉱町の出になる訳で、そこで使っていた掘削のモーターとかそういった所が元の産業です。そこからそういったモーターを発展させていきまして、現在で言うところのエコの活動とか自動化技術について特化した様な企業という事で、主に産業モーターとインバーター、それとロボットというのが主要製品となっております。そういったものにも模倣品が生産を開始しておりまして、それに対応した様な模倣品の対策であったり、平行輸出の問題であったりと色々な問題が発生しつつある所ですので、皆様の力を借りて我々も知財戦略というのを立案していきたいと思っている次第です。ですので今後とも宜しくお願いします。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

どうもよろしく申し上げます。

では続きまして6月の入会になりますけれども、最初に理音株式会社の堀様いらっしやいますでしょうか。宜しくお願いいたします。

○理音株式会社上海代表処 堀氏

初めまして。理音株式会社上海代表処の堀と申します。本社は東京都国分寺市にあり、カタカナで「リオン株式会社」と表します。事業部は、医療機器事業部と環境機器事業部の2部門があります。ご存知かもしれませんが、リオネットという名称の補聴器は、私共の商品名です。ただ中国ではまだ補聴器を販売しておりません。環境機器事業部で扱っています騒音計、振動計、周波数分析器など工業計測用測定器を販売しております。すでに振動計の一機種には、模倣品が存在します。この様な事もあり、上海 IPG に加入させていただき様々な情報やご指導頂ければと思い、今回参加させて頂きました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。

続きまして DeNA CHINA の呉様いらっしやいますでしょうか。お手元の資料では加賀山様になっておりますけれども、ご都合で呉様の方に代理出席して頂いております。ではよろしくお願ひいたします。

○DeNA CHINA 呉氏

初めまして。DeNA CHINA 法務の呉斌と申します。宜しくお願いいたします。DeNA China に関しては皆様あまりご存知無いと思いますが、DeNA ジャパンなら聞き覚えがあるかと思ひます。つい最近プロ野球新規参入のインターネット企業として日本では名前を聞かれた事があると思ひます。DeNA は携帯ゲーム向けプラットフォームやソーシャルゲームの開発をメイン業務といたしております。日本では大きな反響を呼んでおり、近年急速な発展を遂げておりますが、中国では果たして日本のような成功を複製できるかについては、DeNA CHINA 全社員のこれからの使命であると思ひます。

皆様ご存知のように中国ではネットコンテンツに関するライセンス規制が厳しく、中国市場への参入は、いろんな規制をクリアしなければなりません。また、DeNA の主力商品は携帯ゲームですが、商標や著作権など、知的財産権関連問題も常に重要視する必要があります。知財関連問題を検討する際、皆様の知恵をお借りできれば幸いであると思ひております。ネットコンテンツに関する中国政府の規制が厳しい中、一部外国資本が連名にて規制緩和を求めておりますが、これら動きに注目しながら、DeNA CHINA は中国市場に進出に当たって直面してきた諸問題等を皆様と情報共有し、同じくご経験を有する会員様とご交流ができれば幸いです。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

DeNA CHINA 様ありがとうございました。

続きましては映橋知識産権諮詢有限公司の高野様。高野様いらっしやいますでしょうか。宜しくお願いいたします。

○映橋知識産権諮詢（上海）有限公司 高野氏

初めまして、高野と申します。私どもの会社は、映橋知識産権諮詢有限公司と申します。コンサルティング機能をもたせた知財関連会社として、先月新しく立ち上げたばかりです。私どもの会社は、傘下に特許事務所、法律事務所等を従えており、出願・権利化、各地の裁判所を舞台に権利行使の業務等をしております。また、従来の特許事務所等と少し違うところとしましては、知財コンサルという枠にとらわれず、お客様の新たなニーズに対応させるためにコンサル機能を取り入れまして、出願時や訴訟時のお客様の目的に合わせた戦略コンサルや、或いは独自の視点での調査等を色々とやっております。

社名の「映橋」という文字をご覧頂くと分かるのですが、映画の「映」に「橋」と書きます。なぜそのような名前になっているかというと、映画の「映」を無理やりですが2つに分けて、日本と中国の架け橋になれば良いなという願いを込めております。

私自身は、6、7年前から上海と北京で別の中国の特許事務所です仕事をしてきました。まだまだ微力ではありますが、権利化や権利行使の業務だけでなく、皆様と一緒に新しいスタイルの知財経営や知財運営に関しても考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

どうもありがとうございました。

続きましてユニチャームの清水様いらっしゃいますでしょうか。宜しくお願ひいたします。

○尤妮佳生活用品（中国）有限公司 清水氏

初めまして。尤妮佳生活用品（中国）有限公司の清水と申します。

私共は1995年から中国で事業を開始いたしまして、今年で18年目となります。現在では売上も増加し会社の規模も大きくなってきてはすけれども、それに伴いまして知財に関する問題というのも数多く発生しております。

そういった環境の中で、この4月から私共、中国に知財部門を設置する事となりまして、この度IPGに加入させて頂く事となりました。まだまだ分からない事ばかりではございますが、皆様と情報交換出来ればと思っております。どうぞ宜しくお願ひいたします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

清水様どうもありがとうございました。

続きましてここでちょっとお時間を頂戴いたしまして、事務局をやっております私共ジェトロの方の異動をちょっと紹介させて頂きます。この度私共の上海事務所の方に新しく副所長として服部が赴任しております。私が知財の方担当しておりますが、今後8月以降、徐々に服部の方に移っていくという事もありますので、ちょっとご紹介をさせて頂きます。ではご挨拶の方お願ひいたします。

○ジェトロ上海事務所 副所長 服部氏

皆様初めまして服部と申します。どうぞ今後も宜しくお願ひします。

私自身はまだ二ヶ月前にまだこちらに来たばかりで、中国に関しましてもこれからというところなんですけれども、知財の関連ですとIIPPFのミッションを5、6年前、

東京の方にいた時にご支援させて頂いた事と、あと前職というか、前駐在が中東とかアフリカとかそちらの地域を担当してたものですから、そちらの方で個別企業様の成果の対応をやらさせて頂いた事がございます。

ただこちら中国参りまして、皆様のこちらでの大規模な活動と前線でやらせて頂くというのは初めてになりますので、今日の総会、あとは皆様との情報交換を通じて今後もより良い円滑かつ効果的な IPG の運営が出来ますようにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。

続きまして5月までの私共の知的産権部では宮原が部長を務めておりましたが、宮原の後任といたしまして秋葉が参りましたので、一言ご挨拶させていただきます。

○ジェトロ上海事務所 知的財産部部長 秋葉氏

7月に着任いたしました、ジェトロ上海知識産権部の秋葉と申します。

皆様かなりの方がご面識ある中ご参加頂いていると思います。以前は2004年から2010年まで北京の事務所におりまして、その際北京でのIPG活動の事務局等も担当しておりました。その後日本に戻りまして、日本の知財課でIIPPF関係や中小企業の知財保護の支援等も担当させて頂いておりました。今月から再び前線に戻ってきてしまった訳ですけれども、やはり以前の北京より上海ですと、営業関係の方々は上海の方が多くですし、まさに中国市場を攻めようと多くの方々が来ていらっしゃる地域です。まさにこういった土地に合うような活動をIPGで、それも上海で勉強して取り組んで参りたいと思っております。

本日、黄色い紙のアンケートをお配りしています。是非こういうテーマでこれを聞きたい、こういう活動をして頂きたいという様な率直なご意見というのも頂ければ、事務局もそちらを反映して、より効果的な活動を目指していきたいと思っております。

次回の会合がちょうど60回目を迎えます。10年経った上海IPG、今後もますます発展させるためにも私も東京、北京におりましたけれども、やっぱりオールジャパン、オールチャイナでやっていく方向性はあると思っております。

参加して頂いている企業の皆様が、参加しやすい様な体制、効率的で、負担が無い様な感じというのを目指していきたいなと思っております。「NO IPR NO FUTURE」をモットーにIPG事務局業務も頑張っていきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいいたします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。では新しいメンバーの方、またよろしくお願いいいたします。

では議案の方に戻らせて頂きますが、④のIPG－質量技術監督部門交流会開催報告につきまして、私の方から簡単にさせていただきます。お手元の資料の2をご覧頂ければと思いますが、今年の5月16日にIPGと質量技術監督部門交流会を開催いたしました。中国側からは国家質量監督検閲検疫総局、及び各地TSBの皆様方、そして日本側からは上海、北京、広州それぞれのIPGの各グループ長、そして幹事の皆様、そして東京から特許庁の方にお集まり頂き開催いたしました。今までのお互いの良い関係性を保ちながら、更なる活動の発展、活動の成果普及を進めることができますように

意見交換を行いました。詳しい内容は時間の関係の方で、省略させていただきますが後ほど資料の方でご覧下さいませ。

続きまして項目 5 の 2011 知的財産権保護貢献部門感謝式開催報告に付きましても私も方からさせていただきます。この感謝式に関しましては皆様ご存知の通り知的財産権保護活動において優れた取組やあるいは活動の成果がございました中国各地の司法、行政部門を IPG メンバー企業様に推薦して頂き、謝意をお伝えする式典でございます。

今年は 5 月 17 日に行いましたが、推薦 25 件のうち、12 機関を表彰させていただきました。この式典におきまして、中央政府を代表して参加いただいた商務部の楊副司長からは、この式典は地方、区レベルまで掘り下げて執行担当者表彰しているという事で、他にはない非常に素晴らしい取組ということで評価を受けています。これにつきましても資料 3 の方を後ほどご覧頂ければと思います。

では続きまして議題の 6 でございますが、水際ワーキング・グループ（以下「WG」という）貢献部門感謝式、華東地区税関意見交換会開催報告につきまして、水際 WG 長の山口様の方からご報告頂けますでしょうか。

○愛普生（中国）有限公司 山口氏

先ほどお話にありました、水際貢献部門感謝式と華東地区との交流会についてご報告いたします。5 月 18 日に税関総署、華東地区税関と日系企業の代表による知識産権意見交換会を開催いたしました。

参加者としましては、税関総署、それから政策法規司の景副司長、政策法規司知識産権処の李処長にご参加頂き、また華東地区税関から各地域税関の総勢 20 名の方に参加頂きました。日本側は経産省、上海総領事館からご出席頂きまして、また IPG 水際 WG、27 社、60 名の参加がありました。

内容的には特に意見交換会ではテーマ 1 としまして巧妙化への対応、またテーマ 2 としまして権利者と税関の情報共有手段について協議しました。また先日税関の方からも写真提供についてアンケートの依頼がありまして、これらの内容についても結果報告を含めて検討いたしました。テーマに沿いまして、税関側からも活発なご意見を頂きまして、真贋識別セミナーの効果、税関からの真贋判定写真の提供、権利者と税関との情報共有手段、それぞれにつきまして双方の積極的な発言がありました。水際 WG では成果があった税関を毎年表彰しており、その表彰式を意見交換会に引き続き行いました。本年度はトヨタ様ご推薦の青島税関を表彰させていただきました。最後に税関総署の李処長から、このような意見交換会は非常に良い会合で、次回も是非行いたいと、今回華東で開催したが、場合によっては北京を含む北部地域でもやったらどうかという様なご意見を頂きまして、更に今後もしっかりと実施していきたいと思っております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。では山口様引き続き項目 7 のフフホト税関訪問報告をよろしくお願いいたします。

○愛普生（中国）有限公司 山口氏

水際 WG タスクフォース 4 におきましては、税関の中で重要と思われるものの、日頃コミュニケーションの少ない税関に対して情報を集めると共に交流を深める活動をしております。今回は国境沿いの税関として重要と思われる内モンゴルのフフホ

ト税関とその管区にある二連税関を訪問いたしました。

先日の会合では私共、水際 WG で検討しております模倣品輸出手法調査結果をご紹介し、それらに基づき双方が巧妙化対策や、権利者と税関との情報共有手段などにつきまして意見交換をいたしました。

二連・フフホト税関からはセミナーを現地で行うのが困難であれば、セミナーのマテリアル・資料だけでも送ってこないかというご意見がありまして、今後も検討していきたいと思っております。またフフホト税関の方におきましては、特に外地での摘発の情報フィードバックなどがあれば役に立つという事を言われましたので、これらは更に検討して交流を深めていきたいと思っております。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。

続きまして⑧の広州市 AIC 訪問報告を、化粧品 WG 長の金様、宜しく願いいたします。

○コーセイ化粧品有限公司 金氏

ご紹介いたします。化粧品 WG は広州を定期的に訪問して、模倣品についての対策に関しての情報交換をさせて頂いております。今回 5 月 16 日訪問したのが、広州市 AIC の商標処の梁処長と呉様、それから化粧品 5 社、ジェトロ様と一緒にいかれた訳です。

先方から報告を頂戴いたしまして、2011 年の 1 年間の摘発実績と、1 月から 4 月の摘発実績を表にまとめておりますけれども、左右で比較して頂いて、今年 1 月から 4 月の期間中に、去年 1 年間よりも上回る実績を挙げられているという事が全体として分かって頂けると思っておりますけれども、その理由は広東省の三つの打撃、二つの建設という特別キャンペーン（三打兩建特別キャンペーン）をやっております、その名前と具体的な内容は表の下に書かれております。ちょっと補足説明いたしますと、日系関連の案件が減っているように見えるんですけれども、それは先方の説明ではまだ進行中の案件がいっぱい御座いますので、あくまでも途中経過、終わった件数を掲載しているという事です。

また、これらの情報交換を通じて広州 AIC としても情報提供をして欲しいという要望もございましたので、ジェトロさんから各中国 IPG の各権利者の連絡先をまとめた手帳を 50 冊輸送して、向こうが摘発した時に権利者に連絡したいといった場合にそれらの情報を活用して頂けるという事です。

そのためにネット上の商標侵害について新しい進展があったようなので、簡単にご報告いたします。AIC はネット上の削除は出来ませんが、他の政府部門、工業情報部の通信管理局とかと協力して止めさせる事、また削除させる事が出来るという事で、今後ネット上の商標侵害があった場合、AIC も活用出来るかなという事です。

他には質疑応答があったんですけど、具体的な内容は割愛させて頂いて資料をご覧下さい。ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。

続きまして項目 9 でございますが、丸山グループ長から第 15 回 IPG グループ長会議開催報告をお願いいたします。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

資料7をご覧ください。6月8日にIPGグループ長会議の方を開催させて頂きました。出席者をご覧の通りになります。報告事項という事で、北京・広州・上海の方からご覧の様な報告をさせて頂きまして、情報共有の方をさせて頂きました。

また検討事項という事で、中国IPGの公式表記という事になります。今まで各IPGで色々な活動をしてきましたが、今後中国政府部門との交流は中国IPGという単位で行っていくにあたりまして、どういう名称が一番良いのかという事を検討するようになりました。これにつきましては、この中ではパッとアイデアが出ませんでしたので、広東IPGの方に立案してもらおうという事になっております。

また二番目としまして、各IPGの活動状況、スケジュールの方の共有という議題をあげて頂いたのですが、今のところ一度ペンディングとさせて頂いております。

またIPGのアンケートの3極統一化という事になります。皆様のところに各IPGから会員向けのアンケートをさせて頂いてますが、アンケートの内容が各IPGの目指す方向が少し違いますと、アンケートの統一も難しいという所がありますので、どこまでが統一できて、どこが難しいかという事をもう一度考えてから皆様の利便性も考えて再検討とさせて頂く予定になっております。

また四番目ですが、以前ご紹介しました中国日本商会白書、それから経産省、特許庁に対する建議になります。今後の進め方というもので、我々主には中国IPGという事で中国にいる会社ですので、なかなか中国政府に対しまして何か建議するというのはあまり立場上は良くないとかんがえております。そこで、我々からの建議ではなく、特許庁、及び経産省経由で中国政府に建議して頂くという形を取らせて頂く事になりました。

最後に五番目、対政府交流会議という事で後ほどご報告させて頂きませんが、WG活動を通じて皆様から実績を出して頂いてその内容は政府交流で展開するという形にする事、それから第一回目の会議ではテーマ選定の仕方と金額を決めるという事で結論となりました。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。

グループ長、⑩第1回の中国IPG政府部門向け交流会議開催報告についてもお願いいたします。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

資料8をご覧ください。先ほどグループ長会議でもお話が出ました第1回の中国IPG政府部門向け交流会議というものがございます。同じく6月8日に開催しました。

まず議事概要の所をご覧ください。政府交流としまして三つの交流を今年度予定しております。IPGと中央政府との交流という事で、牽引役が私の方で承認頂きました。またIIPPFと連携してIPGが政府と交流するというテーマにつきましては、牽引役を北京IPGグループ長の竹市様の方をお願いいたしました。また三番目として水際WGと税関総署との交流につきましては、水際WG長の山口様の方に牽引役をお願いしました。以上が承認事項となっております。

また政府向け交流をしていくにあたって、どのような内容で行っていくかという事を重要テーマというふうに呼んでおります。その重要テーマというものについての選定のために、当日ご出席頂きました各WGの方から活動内容の方を紹介頂きまして、

それを共有化という事にさせて頂きました。

そして4番目がその結論という事で、2012年の政府交流の重要テーマというものをこの四つにさせて頂きました。価格認定プロセス、再犯の重罰化、分業化、ノーブランド問題の四つになります。

IPGと中央政府交流に関しましては、この4テーマを進めていくという事になります。

また6番目のIIPPFとの連携という事では、IIPPFとの活動は中央ミッションと地方ミッションというものがあります。中央ミッションというのは大体中央の当局の方々に対しまして、建議書という事で、このような問題があるのでこのようにしていただけないかというご提案、決定建議を出すというものです。これについては主にIIPPFを中心に立案していくことになります。また後者の広東ミッション、地方ミッションにつきましてはIPGでやってきた活動を紹介していくという事で、ある意味、中央政府交流の内容と重なる部分がございます。

そのような形で第1回中国IPG政府部門向け交流会の方を終了いたしました。以上です。

#### ○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。

丸山グループ長、続きますが模倣品対策中長期計画の見直しという事で、後ろの方にパワーポイントを写させて頂いておりますので、ご説明の方簡単にお問い合わせ出来ますと思います。

#### ○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

それでは文字ですと多分大変なのでパワーポイントの方ご覧下さい。まず長期ビジョン、第2中期ビジョン、第1中期ビジョンと並んでおりますけれども、段々進化して行くという事で、長期ビジョンの中国全体の知財保護気運の盛り上げにおきまして段々レベルが上がってるだろうという事で、これから第2中期ビジョン、今年の10月から3年間半、発展展開中ではないかというふうに思っています。

今までここには、特に上海の周りという事で上海IPGの上海の周りの地区や各省との関係を構築してきたという事を今までやってきたなというふうに思っております。その前提におきまして、目標の一つ目としまして、重点地域というのが、まず上海の周りの浙江省、江蘇省とありますけれども、これらの関係は今のまま維持しておこうという事が一つ目にしております。そして皆様からの会員アンケートという事で頂いた中では、やはり広東省での問題は大変大きいというアンケート結果を頂きましたので、ちょっと遠くになってしまいますけれども、広東省にも協力関係を進化していこうというふうに考えております。

また今までAIC、及びTSBという機関と関係の方、大分深く出来てきたと思っておりますが、やはり行政ルートと司法ルートというものがございまして、司法ルートも含めた関係構築を強化していきたいという事で部門という事で関係は増えていくというふうに考えております。

また交流地域での成果の展開促進という事で、主な考え方としましては、浙江省及び江蘇省を通じて、先ほどWGの成果としてやってきた色々な交流、というものを色々な意見交換を頂いて、各政府部門から頂いた協力関係でそれを水平展開するという

事で湖北省、また重慶、四川という様な華東地域でもまだ関係の浅い地域の方で成果を展開していく事で、他の省でも我々日系企業の方に協力頂くという事をやっていきたいと考えております。

という事で目標 1、2、3 を第 2 中期計画の目標としていきたいと思っております。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。

では続きまして項目 12 の、貢献部門感謝式について宇田川様の方から宜しく願いたいいたします。

○重机（中国）投資有限公司 宇田川氏

こちらに関してはお手元の資料がございませんので、口頭の説明にさせて頂きたいと思えます。これまでの貢献部門選定の反省から、より公正な選定が行われるように、選定方法の見直しを行っています。既に現状の問題点が抽出されていまして、推薦案件のすぐれた点を理解しやすくする様に、推薦文のフォーマットを見直すですとか、刑事案件などの決着までの期間が長いものについて、推薦可能な時期を見直すですとか、10 項目程度の内容について検討が進められています。

今後のスケジュールにつきましては、8 月の幹事会で貢献部門選定手段の案を作成しまして、9 月の上海 IPG 全体会合で皆様の承認を得るという予定でおります。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

どうもありがとうございます。

続きまして項目 13、江蘇省 TSB ブランド保護連携フォーラム活動について、大上様よろしく願いたいいたします。

○住友化学（上海）有限公司 大上氏

それでは資料 10 に沿って説明させて頂きます。

本年度は江蘇省 TSB の間でブランド保護連携フォーラム活動を計画いたします。活動項目は引き続き、備忘録の利用や啓蒙活動が中心となって、資料に記載されている様な内容になります。また来年の 4 月に年次総会の開催を予定しております。

ここにあります備忘録の利用に関しましては、特に「再発抑止活動」、これに注目したいと考えております。それから啓蒙活動に関しましては、消費者啓発ビデオの普及を継続すると共に、下の方にありますように新規啓発ビデオの作成に関しても現在企画中であります。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。

大上さん、14 はこれで一緒によろしいですか。ありがとうございます。

では続きまして項目 15 の第 3 回日中インターネット知的財産権保護シンポジウム開催につきまして山田様願いたいいたします。

○旗牌（常州）文具製造湯元公司上海分公司 山田氏

資料の 11 になります。第 3 回日中インターネット知的財産権保護シンポジウムと

いう事で、今年三回目になりますけれども、目的としましては日中両国の協力関係を強化して、民間団体、事業者の取組を支援するという事です。

主催としましては、日本経済産業省、日本貿易振興機構、中国の商務部という三団体での主催という事で、これも昨年までと同じになります。

日時としましては、今年の8月の2日を予定しております、昨年は北京で開催されましたが、今年は東京での開催という事になっております。

シンポジウムのプログラム、次第としてはそこに記載してある様な内容ですが、昨年の第2回ではタオバオとの覚書を締結して、その後、色々具体的な深いところへのタオバオとの協力の関係と具体的な活動というものが出来ておりますが、今回もアリババの方との覚書を締結して同じような関係に進めていくという事で予定しております。

大体他の項目も色々そこに書いてある通りですが、やっぱり去年と昨年の第2回と同様、アリババとの覚書の締結というのが一つの目玉というか行事になっております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。

では山田様、引き続き16の上海IPG10周年記念イベントについてよろしくお願ひします。

○旗牌（常州）文具製造湯元公司上海分公司 山田氏

はい。資料の12になりますが、上海IPGの方の10周年という事で、記念企画という事でその資料にまとめてある様な内容で今準備を進めているという事です。予定の出席者として、中方の方が上海市人民政府、それから上海市の行政部門。日方の方が、日本国政府、在上海日本国総領事館、あと上海IPGのメンバー、それとジェトロ、日本貿易振興機構という事です。

次第、内容としましてはそこに記載されてる通りです。目的としましては10周年の記念という事で、上海IPGの発足と経緯ですとか、上海市政府への感謝盾の贈呈という様な内容で構成されております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。では項目17、税関総署との覚書の締結について、山口グループ長お願いいたします。

○愛普生（中国）有限公司 山口氏

本件資料がございません。水際WGでは税関とIPGの相互協力的な活動を計画的に行う事を目的としまして、政府と覚書を締結する事を計画しております。既にIPG内の文案が出来上がって、IPGグループ長間で内容のご確認を頂きました。中国政府部門との覚書締結という事で、現在署名当事者を含めまして、どの様な形がよろしいか経産省ともご相談させて頂いているという状況です。今後、更に明確になりましたら改めてご報告いたします。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。では18の2012年度中国知財関連法勉強会カリキュラムと

第1回の開催について、板山様から宜しくお願ひいたします。

○恩梯恩（中国）投資有限公司 板山氏

資料14、15をご覧ください。2012年度の中国知財関連法勉強会を明日、7月20日に開催します。この勉強会は年5回で計画されています。既に7月13日の申込期限で50人に達しております。本勉強会は、現地人の知的財産に関する教育の良い機会になりますので、まだ本日中なら追加が許される様なので奮ってご参加願ひたいと思います。

今回のテーマは模倣品対策、調査から権利行使まで。そして調査会社の利用方法、権利行使ルートの選択、行政機関への接し方となっております。宜しくお願ひします。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。では連絡事項の最後になりますが、19番、IIPPF-IPG連携会議報告につきまして、丸山グループ長よろしくお願ひいたします。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

はい。資料16の1から16の4までをご覧ください。先ほど少しご紹介しました第一回中国IPG政府部門向け交流会議におきまして、政府交流の一環としまして、IIPPFと中国IPGが連携して行う活動になります。先ほども少しご紹介しましたが、政府部門の各機関別に、色々検討するという事で資料16の1がSAIC、工商総局用の資料、それから16の2がAQSIQ、質量監督総局向けの資料、それから16の3が法院向け、それから16の4が税関向けという事で、四つの政府当局別になっております。詳細はお手数ですが皆様資料の方をご覧ください。以上です。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございました。では皆様、これで第1部の各種連絡事項の方を終わらせて頂きます。幹事の皆様どうもありがとうございます。

では続きまして第2部の講演会の方に移らせて頂きますが、今日は二人いらっしゃいまして、講演の一つ目は上海金天知識産権代理有限公司の夏総経理の方からお願ひしたいと思います。テーマとしましては「実用新案の活用法、および他社権利行使への対応法」という事になっております。では夏総経理宜しくお願ひします。

## 第2部 講演会

「講演①」

「テーマ」 「実用新案の活用法、および他社権利行使への対応法」

「講師」 上海金天知識産権代理有限公司 総経理 夏 宇氏

皆さん、こんにちは。上海金天知的産権代理事務所です。本日、実用新案の活用法、および他社権利行使への対応法について皆さんと交流する機会を頂きまして、まことにありがとうございます。

実はこのテーマについては、先週から色々な所と交流してきました。先週、日本のビジネス事務機器の皆さんとこのテーマについて交流し、そして北京と東京とのテレビ会議で北京 IPG 実務 WG の皆さんと IIPPF の皆さんとも、このテーマについて交流しました。

今日は3回目なんですけれども、やっぱり実用新案については最近結構話題になりまして、これは中国企業による中国実用新案の取得ケースが年々増加している中、これらの中国企業は権利保護の形態として実用新案を選択している理由が不明であることから、日系企業では所謂権利濫用などの懸念が広がっています。同様に実用新案権の権利安定性、侵害訴訟などの扱いが不明確であるため、中国企業の実用新案権に対しどの程度配慮すべきかという判断が難しいという実情もあります。また実用新案権に基づく権利行使を受けた場合に備え、中国の現状を踏まえた対応の実例についても、我々日本企業では不明なところがありまして、事例が足りないという実情があります。

そこで上海 IPG 特許 WG では、実用新案出願を積極的に行う中国企業向けにヒアリングを実施する事で、中国企業の実用新案権取得の意図を把握し、また中国実用新案登録出願の状況、及び実用新案の審判判例を収集、整理、分析する事によって実用新案のリスクを把握した上で、権利行使された時の対応の円滑化を図るために、権利行使された時の対応の実務的なマニュアルの作成に取り組んできました。

本日、私の報告内容は実はこういう調査の報告に基づいたものです。この報告書については、ジェトロのホームページに6月末に既に公開されてますので、皆様時間がある時にダウンロードして頂ければと思います。その報告書は全部で120ページありますが、本日30分しか時間が無いので、この報告書のポイントのところ、重要なところだけを皆様にご紹介させて頂きたいと思います。

本日、この四つの内容について皆様にご報告いたします。実はこの活用法については、今回の特許 WG 活動のメイン内容ではありませんでした。これは、日本企業からの実用新案出願が少ないため、今一番関心を持っているのは沢山の中国人の出願の中で我々がどう対応すべきか、つまり権利行使されたらどうしたら良いかという事を重点に置いていたからです。ただ上海 IPG 事務局から IPG メンバーの要求に基づいてこの内容について少し話してくださいと、なので今日はこの二つの内容についても紹介させて頂きます。

まず一番目、実用新案出願、無効、訴訟の状況について簡単に説明いたします。このグラフで分かります様に、中国実用新案の年間出願件数は年々増えてます。2011年の出願案件は年間58万件を超えています。その実用新案権の出願の中で、実際個人による出願も沢山出されており、個人による出願の件数も2011年では約20万件に達しています。

一方外国出願人による実用新案と特許の出願件数を比較してみますと、まず外国人による特許出願件数を中国全体の出願数に比べると、2011年度は21%に達しており、2005年頃からは外国からの特許出願が多いという事が分かります。一方、実用新案の案件から見ますと、外国出願人の件数は少ないという状況がこのグラフから分かります。2011年度は全体の出願案件に対して0.7%しか出願されていないという事が分かります。

日本の出願人による年間の実用新案の登録件数の統計なんですけれども、大体年間400件前後で出願されてますが、2011年度では730件が出されています。外国の出願から見ますと、2011年度は4000件くらいなんですけれども、このグラフから見ますと2005年から2008年の外国による出願件数の平均に比べると、2011年度では約3倍くらいになっているという事が今回の調べから分かりました。

やっぱりこれは皆さんご存知の様に、2009年では、実用新案権に基づく大きな判例として、和解金だけでも日本円にすると23億円くらいとなったシュナイダーという事件があったため、少しずつ実用新案を重視する事もあったんじゃないかと思います。

実用新案権は無審査で登録されるため、権利が不安定であるとともに、あまり長く保護出来ないという印象もありますが、このグラフから見ますと、累計したデータなんですけれども、まだ権利が維持されている実用新案権は2010年の時点でまだ85万件以上がございます。

実用新案権に対する無効審判請求の年間件数をここでまとめております。特許、実用新案と意匠は、中国では専利という言葉を使ってますけれども、その専利全部に対する無効審判の案件に比べて、実用新案権の無効審判案件数は約半分くらいです。つまり三つの専利の中で実用新案権に対する無効審判の件数は割と多いという事が分かります。2009年までのデータしか無いけれども、その時点では年間で実用新案権に対する無効審判案件の数は772件、平均はそれくらいかなと思います。年間58万件の出願に対して数百件しか無効審判がかけられていないという事からは結構少ないんじゃないかという印象があります。

無効審判の請求人と権利者との関係を統計したところ、外外、内外、外内という言葉が書いてありますけれども、外外というのは外国の請求人から外国の権利者に対して無効審判をかけるというケースです。内外は中国国内の中国人から外国の権利者に対して無効審判をかけた案件。そして外内は、外国の当事者、請求人から中国の権利者に対して無効審判をかけた案件。このグラフから見ますと、外国と関係してる三つの中では、やっぱり外国の当事者から中国の権利者に対して無効審判をかけるケースがもっとも多い。逆に言えば、これは権利行使された時点で無効審判をかけたんじゃないかという事が分かります。

実用新案権に関わる民事訴訟案件の推移を見てみますと、2008年以降、実用新案に関する民事訴訟は急激に増えました。全体的に中国では2010年、知的財産に関連する訴訟案件の数は、全部で5,785件があり、すごく多いのです。それと比較して実際アメリカは2010年度の知的財産に関連する訴訟案件、全部で3,300件くらいです。一方日本はどれくらいあるかというと、全部含めて146件しかないです。そういう意味で、中国でこういった実用新案権だけじゃないけれども、知財関連訴訟は結構多いという事が分かりました。

実用新案については、どういう地方で訴訟を多く起しているかという統計をしたところ、浙江省が一番多いと。391件がありました。これは2011年、去年の年末までに公開された実用新案の判例の統計資料です。報告書では他の色んなデータもありましたが今日は以上のデータだけを紹介させていただきます。

二番目は実用新案制度の特徴について簡単にご紹介いたします。まず特許との比較という事で、皆さんご存知の様に実用新案は、製品の形状と構造に関するものを保護の対象にしていますけれども、特許に比べると保護範囲がちょっと狭いという事もあります。

また、審査期間と保護期間なんですけれども、中国実用新案の審査は実態審査無しで登録になりますので、初歩審査（方式審査）を経て登録されるものなので、出願してから平均9ヶ月後に登録されると。保護期間は10年間、特許に比べると審査期間が短く、保護期間も短いです。

権利の安定性については、無審査で登録されますので特許に比べると不安定という印象がございます。

また、権利取得と権利維持のコストでは実体審査が要らない、つまり答弁とか意見書とかも必要ないので、権利取得はそんなにお金がかからないと。維持コストとしても、特許よりも安いです。

さらに、権利行使の利便性から見ますと、特許に比べて若干低い。例えば権利行使する時の権利の確認とか、或いは権利行使する時に無効審判されたりとか、或いは権利行使する時にサ

一レポート、つまり評価報告書（日本語で言うと技術評価書）みたいなものを提示する必要があるのですが、特許とは違いがあります。

一方、日本と中国では同じ実用新案といっても、実際中身に色々違うところがございます。まず、進歩性評価基準なんですけれども、皆さんご存知の様に中国ではその進歩性評価基準は低いです。これについて後ほどご説明します。もう一つは技術評価書の取り扱いについては、日本では権利行使する際には必ず提示しなければなりませんし、しかも技術評価書の発行は誰でも請求出来るのに対して、中国では日本と違ってどちらかと言うと権利者が有利という事なんです。また、権利有効性の判断については、まず民事訴訟、侵害訴訟の時は中国の裁判所ではそれを判断しない。日本では裁判所でも権利の有効性については判断できるという違いがあります。また、侵害訴訟の中止についても日本とちょっと違います。さらに、過失の推定については、侵害者側の過失推定という事は中国では前提条件としているんですが、日本では特許は侵害者側の過失推定がありますけれども、実用新案はそうではないと。しかし中国では特許と実用新案を両方ともとりあえず侵害者側の過失推定が出来るという事になってます。さらに、高度な注意義務についても日本ではこれは必要あります。例えば権利行使を行った後に権利が無効にされた場合は、権利行使側は逆に損害賠償が求められることもあるため、権利行使は慎重に行う必要があると。一方、中国はそこまで無いというか、悪意訴訟の判定がなかなか厳しいので、日本と違って、権利者の負担が中国ではちょっと軽いです。

その中で進歩性の評価基準については、皆様ご存知の通り中国の審査基準では実用新案の進歩性に関する評価では、通常、当該実用新案の属する技術分野に着眼して考慮すべきなんです。そういうところはちょっと狭いという事です。もう一つ従来技術の数ですが、一般的には一つ、二つくらい、既存技術を引用して進歩性を評価するという事で、簡単な組み合わせの場合は三つ以上でも引用できますけれども、簡単な組み合わせじゃなければやっぱり二つ以下の引用に限定されますので、権利がなかなか無効にされにくくなってしまおうという状況がございます。

技術評価書の取り扱いについても、2009年10月1日の第3次専利法改正前の出願であれば、勿論請求できるものは権利者しかないとともに、他人による閲覧も出来ないことになっていきます。法改正以降も実際請求できるものは権利者側しかいないが、閲覧は誰でもできるようになりました。

もう一つ、技術評価書の訴訟時の提出については2001年の司法解釈では侵害訴訟提起時の提出を必須としていたが、その後の実際判例に対する最高裁の回答では、提出は侵害訴訟案件受理の要件ではないとしましたので、実質上権利者側有利という事になった訳です。

その権利有効性の判断については、まず侵害訴訟では裁判所はまずそれを判断しないことになっております。もう一つ皆さんが関心されているのは無効審判の提起後に訴訟が中止されるかどうかにあります。1992年時の司法解釈では、それは全て中止するという事でした。しかし、2001年にもう一回司法解釈が出されて、訴訟の答弁期間内で無効審判を請求した場合、原則的には中止することになってはいますが、中止しなくても良いという様な例外規定も出されました。

スライドに書いてあるように、一つは技術評価書の結論が肯定的なものであれば中止しなくても良い。二番目は公知技術抗弁、つまり使用する技術が周知されているものならば中止しなくても良い。三番目は、被告が当該実用新案権の無効宣告を請求する際に提供した証拠、又は根拠となる理由が明らかに不十分であるという事で、つまり無効をかけましたけれども、提出した証拠と理由が不十分だと裁判所が判断した場合は中止しない。これは無効が出来るかどうかの可能性について判断してしまうという事になります。四番目は自由裁量により、中止しない他の要素があれば中止しない。これらの例外規定は結構問題になるというか、無効審判を提起しても中止しないリスクが存在すると示唆しています。先ほどの話で、技術評価書を提出し

なくても裁判を提起出来ますし、無効審判をかけても審理は中止しないという事になると、無効な権利により権利行使されるというリスクが大きいんじゃないかという事になります。

2001年の司法解釈ではわざわざ答弁期間内という事を明確にして、答弁期間終了後に提出したものは一切認められないので、つまり中止しないという事になります。これは何が問題あるのかというと、我々日本企業がいきなり権利行使された時に、答弁期間内に無効資料、ちゃんとした証拠を本当に集められるかどうかにあります。もし裁判所から無効の証拠が不十分だと判断されれば中止せず、つまり無効審判の結果を待たずに判決を出されると大変な事になります。

また、実用新案の活用法なんですけれども、こういう状況の中で我々日本企業は今まであまり出願をしなかったという事もある、これからぜひ出していきたい。ではどういう状況でどのように出したら良いかと、特許に比べるとどういう感覚で出したら良いかという事もよく質問を受けてます。実際特許WGの活動では実用新案がよく出されてる中国の大手企業、上海で有名な宝スチール(宝鋼)ともう一つ中国自動車メーカー吉利という会社の知財部の方を呼んでヒアリングをしましたところ、中国企業は特許と実用新案についてはそんなに区別してないと。そんなに長く保護しなくても良いものであれば、実用新案で出すと。存続させるという条件もそんなに変わっていないという事で、やっぱり実用新案を積極的に出すこととなりますので、積極的に権利化した方が良いと。もう一つは防衛的な出願という事で、他人に対して権利化するという目的じゃなくても自分を守るために出した方が良いという事です。なぜかと言うと、今まで色んな日本企業からの相談を受けており、中国では冒認出願が結構ありまして、自社が日本で実施したものをそのまま中国で誰かに出されて、その製品をもって中国で製造しようと思ったら、誰かの実用新案が存在してると。無効審判もなかなか無効にさせないという状況で、中国で実施できるかどうかという事も結構心配しています。ですので日本から中国にこれから進出して何か実施する場合は、自分で出願する事によって防衛的に公開させ、或いはもしかしたら有効な権利が取れることとなります。つまり、二番目は防衛的な出願という対策です。

三番目は模倣品対策の活用という観点で、特実同時出願させることにあります。皆さんご存知の通り、中国では特許と実用新案を同時に出すことが出来る。まず実用新案が先に権利化出来ます。あと実体審査で特許権が付与される場合、先の実用新案権を放棄すれば特許権がもらえると。それで先に実用新案権を確保して権利行使が出来ます。逆にもう一つの発想としては、同時に出して例えば特許を取れなかった場合も実用新案権を残せばもしかしたら有効な権利になるという事もありますので、この制度をぜひ活用した方が良いんじゃないかと思います。

他者権利行使への対応なんですけれども、これは報告書に結構沢山ページを使って説明してますけれども、まず特許クリアランスの実施にあります。これは中国で何か実施しようと思ったら、誰か実用新案権、特許権も含めて存在するかどうかをまず調べておく事が重要なと思います。

もう一つは実施及び使用公開の証拠や先使用権の確保にあります。事前の使用によって公開になるという事で、証拠をちゃんと取っておけば今後誰かに権利行使された時は無効資料として使える。更にノウハウについて公開したくないものは、先使用権として確保しておくべきです。また、先使用権をどうしたら確保できるか、この報告書の中では少し説明してますけれども、実際本年度の特許WGの活動ではこれについてもっと詳しくマニュアル的に作るという予定もございます。

三番目、無効審判の証拠資料の確保と無効審判請求にあります。例えば日本で実施したものを日本で確保して、中国で実施したものを中国で確保して無効審判の証拠として使用します。

さらに被侵害確認訴訟なんですけれども、これは権利行使される前に警告が来た時点でそう

いう訴訟を提起することができます。これについては報告書の中にまとめておりますので、詳しくは報告書をご覧ください。

最後、侵害回避と訴訟和解について説明します。やっぱり特許クリアランスを実施して、どうしても侵害という事になれば、ある程度デザインとか設計の変更によって侵害を回避する事と、中国ではよく訴訟をやる前に和解とか色々ありますので、それによって訴訟を早めに終わらせるという事も考えた方が良いと思います。

ちょっと時間の関係で全て詳しく説明出来ないけれども、報告書の中には実際沢山の事例かた抽出した各種の事例が載っていますので、それを見ながら私の話をご理解頂ければと思います。これについて何かお問い合わせがありましたら、弊社のホームページにアクセスして問い合わせフォームで質問して頂ければと思います。以上です。

#### ○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

夏総経理どうもありがとうございました。

ここで一つ二つご質問等あればお受けしますけれども、いかかでございますでしょうか。大丈夫ですか。では夏総経理どうもありがとうございました。皆様拍手の方を宜しくお願いいたします。

皆様お疲れ様でございます。一旦ここでコーヒーブレイクの方に入らせて頂きます。また 10 分から 15 分程度のお時間になりますが、お休みくださいませ。40 分くらいをめぐりにお戻り下さいませ。よろしくお願いいたします。

皆様どうもお疲れ様でございます。では第 2 部の講演会の続きの方を始めさせて頂きます。これからは講師の先生といたしまして、杭州娃哈哈集团有限公司の伍法律顧問によります「ワハハ社のブランド保護業務について」講演を頂戴いたします。では先生よろしくお願いいたします。

#### 「講演②」

##### 「テーマ」 「ワハハ社のブランド保護業務について」

「講師」 杭州娃哈哈集团有限公司 法律顧問 伍 偉強氏

私は杭州娃哈哈集团有限公司の法律業務を担当している伍と申します。本日は日本貿易振興機構からわが社の商標保護についてご講演の依頼がありまして、大変嬉しく思っております。本日は私の講演から当社のブランド保護についてご紹介と交流をしたいと思っております。

最初上海 IPG から、わが社とフランスの乳業メーカーであるダノンとのトラブルの話について紹介して欲しいという依頼がありました。大変残念ですか、このような公の場では紹介出来ない話となっております。理由というのは、私たちの会社とダノンとのトラブルはダノンから始まりまして 2009 年まで 2 年間の交渉をして、結果としては和解という結果で訴訟を取り下げました。ですから和解協議の中では双方の今後は一切そのような話は内容を紹介しないという様な協議の内容がありますので、この事情についてご理解頂きたいと思っております。ですので具体的な話は紹介出来ませんが、最終的な私たちの感想から言いますとやはり合弁企業をつくってお互いに事業

を展開している以上は、双方の文化を理解し合い、双方の相手側に対して信頼しあう関係を構築する事が大変重要であると認識しております。娃哈哈とダノン、以前は双方の合弁企業は中国企業と外国企業の合弁企業の非常に模範的な存在として一時期大変よく働いてもらってましたが、結果としてはその後やっぱり信頼関係が不完全、それからお互いの文化をあまり理解していない、そういう事によってトラブルとなってそういう理由でこういう状態となっております。

ダノンからこのトラブルが始まりまして、中国のメディア、それから日本メディア、全部この事件に対して大きく報道をしました。日本の NHK が記者を派遣しまして一ヶ月以上私たち娃哈哈とダノンのトラブルについて追跡報道の番組を作りまして、日本で放送しました。ですからもし興味があれば、是非この NHK の番組を見て頂ければ事情の経緯はご理解できると思います。特にこのメディアの記者達は非常に真剣に報道していて印象的でした。

本題に入りたいと思います。私達娃哈哈の商標保護、それからブランド保護の業務内容、それから具体的な事例も挙げてこれまでにあった色々なトラブルの案件について更に皆様に紹介したいと思っております。

では娃哈哈の創業経緯についてご紹介したいと思います。当社は 1987 年に設立されて、今年の 10 月に 25 周年を迎えます。私達は最初はある小学校の工場としてスタートし、その後は国営の杭州の食品の工場を買収した事によって大きく成長しました。ですから先ほどの紹介は第一次創業という段階になります。1994 年からは第二次創業という段階に入りまして、私達は中国の政府地区で数多くの生産基地を作りまして、1998 年には初めて中国において一番規模の大きい飲料メーカーとなりました。今でも毎年の売上と利益率、生産高は中国で一番の規模を所有しております。第三次創業の段階は 2004 年から始まりまして、これは 2003 年の 100 億人民元の売上を突破してから、2007 年では 200 億人民元を上回り、昨年度の売上は 687 億人民元となっております。

本日ご臨席の皆様と比べるとこの数字は恐らく大した数字ではないと思いますが、やはり当社は食品・飲料専門のメーカーですので、製品の単価は非常に安い。ですからそう考えると製品の数は非常に膨大であると考えて下さい。

このグラフに出しましたのは、娃哈哈の直近 10 年間の売上の推移を示しております。この数年間の経済状況があまり芳しくない状況においても、私達は相変わらず売上の増加を実現しました。

このスライドに出しましたのは、娃哈哈が中国各地に 60 箇所以上の生産基地を持っているという事を示しています。丸いところの場所は全て生産基地を構築している街です。

このグラフは娃哈哈グループの傘下のブランドを説明しています。よく商品をスーパーで見かける我々の「娃哈哈」とか「栄養快線」とかドリンクがありまして、それから一番最後の「愛迪生」というものは、赤ちゃんの粉ミルクです。私達がオランダで委託生産をしております。昨年からは始めた事業です。

これは娃哈哈の商品のラインナップを示しているグラフです。私達の商品は、炭酸飲料、飲料水、ジュース、ビタミン飲料、スポーツ飲料、乳製品、缶詰食品、カップラーメン等幅広く出しております。

これは当社の一番最初の商品である娃哈哈という子供向けの栄養ドリンクです。左側の写真が子供の為のフルーツ牛乳の商品です。下は「非常可楽」という自社のコーラを作っております。

それから私達は 2000 年からは、乳飲料のブランドに対して細分化と差異化の発展を図りました。まず対象消費者の多元化。児童、青少年、大人に分別して考えました。それから新製品の革新と開発に力を入れました。ビタミンの添加とか、乳酸菌による発酵、果汁と乳製品とのミックスなどの新商品を開発しました。

その結果としてここに書いてあります様に、乳娃娃とか爽歪歪、栄養快線など、同業他社から見ればトップのシェアを所有している商品です。この激活というのはビタミンドリンクです。このスライドは呦呦シリーズでして、当社のコーヒー飲料とミルクティー飲料の商品です。以上わが社のブランドの内容について簡単にご紹介いたしました。

それから商標登録と保護戦略について紹介したいと思います。本日の皆様の中には法律を研究していらっしゃる専門家も沢山いらっしゃると思いますので、ここでは私たち企業のやっている方法について簡単にご紹介したいと思います。当社としては、連合商標と防衛商標という戦略をとっております。即ち当社は主導的な保護という方針をとっております。

連合商標というのは、このスライドに書いてあります様に同じ或いは類似商標にある類似商標を登録するという事です。例えば娃哈哈（ワハハ）の場合は哈哈娃（ハハワ）とか、娃娃哈（ワワハ）とか、哈哈娃（ハハワ）とかのパターンを全部登録して、使わなくても悪意的な登録を防ぐ事が出来ます。

また防衛商標というものがあまして、色んな商品或いはサービスに同じ商標を登録するという事です。例えば紙のナプキンとか、或いは機械という場合、そこにおいても娃哈哈の商標を登録して他者の登録を防ぐために先に登録するという事です。

今の中国の現状としては、模倣品を作る模倣業者は全く同じ分野で同じものを作るというものもあるし、或いは別の商品の分野で有名なブランドを登録して、それを悪用するケースが沢山あります。ですから消費者は全く混合して誤認する様な結果となると。その結果として当社のブランドは損害を受けてしまうという結果を防ぐ為に私達は連合商標と防衛商標という方法を取り入れています。もちろん違う商標の場合は、公正な保護という方法もありますけれども、しかし違う商標の構成部分はあまり徹底的に行われておらず、効果が不十分でありますので当社としては今のこのような商標保護の方針を重要な保護として使っております。現在中国の商標法では、このようなコンセプトとか規定はありませんけれども、ただ私達はこれはやはり登録する事が大変重要であると考えております。

このスライドは先ほどの続きでありまして、通常は先ほど私達が使ってる連合商標と防衛商標の方法で対応しておりますけれども、やはり対応していない部分もありますので、その分野でもし権利侵害が発生したら私達は馳名商標という方法で保護しています。これは受身的保護だという理解がありまして、例えば外国のメーカーが中国国内では商標を登録していない、しかし彼らは非常に長い期間にわたって使っていると。もし海外のメーカーが商標の知名度が十分である事を証明できれば、これも保護出来るという様な事です。

まず今中国の行政と司法の実践の中で馳名商標に対する保護は確かに定められておりますが、しかし交差保護の対象の範囲はどこまで保護できるのかという点ではやはり様々な意見が出ているというような現状であります。

まず 1 点目としては知名の程度。これはやはり知っていない普通の民衆の数が多いほど範囲も大きくなる。2 点目は顕著性。顕著性が強いほど範囲も大きくなる。しかし例えば「長城」とかこういう地名を使う場合は沢山の企業がこういう有名な地名を

ブランドとして使ってますので、この場合はやはり顕著性が非常に薄くなる。例えばある企業が中国の商品で非常に有名であっても、やはり「長城」というのは一般的な名詞ですので、十分な証拠を提出しない限りはこの顕著性も認可されないという事となるという話です。3点目は混同の可能性。源の誤認という話がありまして、つまり消費者が娃哈哈というブランドが付いている商品を買いました。ところでこの商品は実際娃哈哈が作っているのではなくて、消費者に対しては同じ会社が作ったものである、或いは娃哈哈と何らかの関連性があるというような認識と混同をさせるという話です。3点目の混同可能性というのは、伝統的な混同の可能性を示していますけれども、4点目の希薄化と弱化というのは混同可能性から発生した新しいケースの話です。例えば娃哈哈の名前の肥料、或いは農薬の場合は源の語源までというものではなくて、どちらかと言うと商品に対しては娃哈哈のブランドの損害となるような結果ですので、この場合はブランドの知名度の希薄化、或いはブランドが持っている名誉の弱化という理由で、この肥料とか農薬における娃哈哈のブランド使用を止める事が可能です。

このスライドはこの二つのケースを記録しておりまして、一つは私達が珠海にある会社が先駆けして衛生消毒剤で娃哈哈の商標を登録したケースです。私達は最初の申し立てをしましたが、結局却下されました。再度再審を要求しました。そして再審の裁定結果は、機能と用途はかなり大きな区別があると認めるが、連想を引き起こしやすいため一般公衆に誤解を与え元の登録人の利益損失をもたらす可能性があるという様な結果となりました。

二つ目のケースはある洗濯機とか家庭用豆乳メーカーなどで娃哈哈の商標が出願されました。私達は異議を提出して最初の異議の段階で私達の申請が認められました。即ち、この馳名商標に対する連想と誤認を引き起こしやすいという事で、馳名商標の顕著性が損なわれ不利益な評価を引き起こす可能性があるという様な裁定となりました。

イギリスのキャドバリという会社の場合は、私達が北京市の中級人民法院の時にあったもう一件のケースを紹介します。このキャドバリの会社側は商標局、国家商務部の再審委員会で、以前の行政の段階では異議が認められませんでした。結局司法的な措置を取る事となった訳です。その行政の意見としては、両者は原材料とか機能、用途、販売ルートにおいていずれも大きな差をもっているという意見です。このキャドバリは行政機関の裁定結果を不服という事で北京市中級人民法院に上訴しました。第一審の判決は、会社の意見を支持しました。商標は顕著性の違いにより一般公衆への影響が違ふのであると。馳名の程度が高ければ高いほど、この商標に対する一般公衆の注目度も高いので、キャドバリという有名なチョコレートの商標を農薬とか肥料に使う事は、キャドバリのブランドの価値を損なう事になりますので、結果のやり直しを要求しました。

この4ケースの話による結果というのは、悪意的な先駆け商標登録に対して、行政が司法手続きを全部利用して対抗する必要があります。例え行政の裁定の結果が自社に不利であっても、最終的にはやはり司法のルートで解決を図るべきであると、つまり最後まで自分の主張を堅持する必要があるという事です。

商標保護が困難であれば、全種類登録したらどうかという話が出る訳です。全種類登録をやってる会社もあると思いますが、問題点というのは中国の商標法によると、3年間それを利用しなかった場合は誰かが異議を提出すると、その商標は取り消しになるという事です。それから費用の問題もかなり大きな問題です。45種類のカテゴリ

一、区分がありましてその区分の中でまた細かい対象がありますのでそれを全部登録してしまうとかなり高い維持費用がかかるという事です。ですから私達もブランドの状況に応じて個別的な対応方法を取りました。例えば娃哈哈の場合は 20 以上の主要商品、或いは主要サービス分野で登録しました。「非常」とか「FUTURE」の場合も同じく 20 の主要商品、或いは主要サービス分野で登録を行いました。その他のブランドについては、単一の登録を行いました。

同業他社の場合も同じようなやり方でやっていると思います。コカコーラの場合は 28 種類の商品、或いはサービス分野で登録しています。1994 年の場合は 17 種類、2010 年にはプラス 11 種類で 28 種類となっております。「康師傅」の場合は 45 種類の分野と商品で全て登録しております。

当社の場合はここに書いてありますように「營養快線」とか「爽歪歪」、「乳娃娃」の場合は 29、或いは 32 類の食品分類で単一登録しています。それから単一登録の場合は、類似商品あるいは交差類似商品で登録保護の措置をとりました。例えば第 32 類のノンアルコール、ドリンクと第 19 類のミルクドリンクでそういう保護を登録しました。

それから別の商品ですけれども、やはり単一登録の場合はある程度交差類似商品に対する登録保護が必要だという事を説明したいと思います。「奥普」は国内の暖房装置メーカーです。この「奥普」というブランドは他の会社に人工のつり天井と電気ストーブに（商標）登録されてしまいました。これは第 6 類の建築材料と第 11 類の証明、加熱装置という違う分野ですけども、でも今の中国の住宅の場合、大体浴室の上は人工でつり天井を作って、そのつり天井の中に暖房装置を埋め込む形で作るのが一般的です。ですから企業に対しては同じ商品或いは類似商品（上）でこのような登録保護をぜひ注意してもらいたいなという事をご説明したいと思います。

商標の先駆け登録に対して私達はどのような措置をとっているかと言いますと、まず専門の会社に依頼してモニタリングの作業をしてもらっております。それから商標局の公告に対して定期的に検索作業をしております。それ（商標の先駆け登録）を発見すると直ちに異議を提出します。なお中国の場合、異議を提出する期限は 3 ヶ月以内に定められています。ですから 3 ヶ月間という非常に短い期間ですので、発見してから異議の申し立てをするまで大変時間が厳しいと思います。それを考慮しまして中国の商標局は異議の申し立ての権利証書の再発行の期限を同じく 3 ヶ月という期間を与えています。

商標法はここに書いてありますように第 28 条、第 13 条、第 31 条、第 10 条、第 44 条は非常に重要ですので、ぜひしっかり勉強して欲しいと思います。特に第 31 条の先取得権の保護について強度的にお話したいと思います。

現在、先取得の場合は特許、著作権、商標権、名称、商号などに対して保護できますのでこれを十分利用する事によってかなり大きな効果が得られると思います。

それでは商標のわれ先登録に対する異議申立の時の注意点についてお話したいと思います。現在最高人民法院の司法解釈と審判の意見に対して通常は商品、或いはサービスの類似判定は「類似区分表」というものによって判定されています。この中に類似であるかどうかについては原材料とか、販売のルート、それから販売の対象の消費者などが類似であるかどうかの判定の要素となっております。

この写真は左側は当社の製品「營養快線」です。右は当社の「營養快線」の模倣品です。この偽物は「快」という漢字に対して「快」という中国語の漢字にちょっと変えて「營養快線」というものになりました。これは同じく 2907 類、豆乳と牛乳代替

品、ミルクドリンクなどに登録されてますけれども、類似区分表では違うというふうに区分されています。ですから消費者から見ればやはり商品の販売ルート、成分も非常に類似していますので司法解釈でも行政の意見でも両者が類似であると判定されています。

それから司法とか行政が判定あるいは処罰をする時には、行為人の主観的悪意の有無に対する考慮も重要な要素となっております。特に行為人は商標登録の目的は不正競争、或いはブランドの便乗のために使うか、或いは過去にも権利侵害行為を働いたことがあるかそれも考慮の要素になっているという話です。私達の実際の経験によると司法の場合でも行政判定の場合でもこの主観的悪意の部分に対する考慮は、悪意の部分があって、それから特に過去の権利侵害行為があるかどうかについて非常に大きな変動の可能性があるという話です。例えば A と B の二つの商品があまり流通していなくても「この行為人は過去にも権利侵害行為があったので、これは類似する」というような判定結果が出るとそういう事がよくあります。ですからこのような商標の悪意的登録に対して異議を申立てる時に、この行為人は過去にも権利侵害行為を働いたかどうかについて、例えば司法機関、行政機関に処罰されたという記録があれば、それを提出すると実際に有益であると思います。

現在では商標登録の保護戦略の中では主に行政と司法救済の二つのルートがあります。行政というのは AIC とか税関に行政保護を依頼するという事です。司法の場合は民事訴訟をおこして相手の賠償責任を追及するという事です。やはり企業は自社のブランド保護の業務に対してその効果に対して一番重要視していますので、司法と行政救済の良いところ、悪いところについてお話したいと思います。

利便性から見ると、行政は司法より優れています。行政の場合は調査と処罰の手続きが非常に簡単であるのに対して、司法の場合はやはり手続きが複雑であって、大体第一審から第二審にかけて半年ないし 1 年間の時間が必要となります。普通の場合、私達は利便性を重視しますので通常は行政機関に依頼してこのような商標権侵害の対策方法を採用しております。

しかしなぜ我々は民事訴訟をおこすかと言うと、やはり司法は当事者の主導性の面におきましては行政よりはるかに優れているからです。当事者は行政手続きの中の場合はほとんど受身的な状態ですので、基本的に行政機関が一人で調査してその調査結果を信じるしか出来ない。しかし司法の場合は当事者はより高い主導性を発揮できますので、裁判官に自分の証拠を提出して採用するように誘導する事ができるという事です。

威力力の場合から見ると、それぞれ長所と短所を持っています。行政の場合は処罰の執行はわりと簡単ですが、処罰の金額はあまり高くないので力は弱いという欠点があります。民事賠償の場合は賠償の計算方式を選択できます。要は自社の損失、或いは相手が不法に獲得した利益、或いは法定の計算方式、いずれか一つを選ぶことができます。今法律では 50 万元以下と定められています。現在商標法は修正されている段階ですので、恐らく修正された後に賠償の上限額は 100 万元になると思います。

それから行政或いは司法の場合は管轄地の問題が発生します。行政の取締りの場合は、通常は管轄地を基本的に選ぶことができません。それは違法行為が発生したところか、或いは実施した場所であるか、或いは経過した場所であるか、それは行政の管轄に委ねられます。

商標権に関する民事訴訟の管轄地は選択できると、それは下記の所です。権利侵害行為の実施地、権利侵害商品の保管地或いは摘発・押収地、或いは被告の住所地など

を選ぶことができます。ですからこの場合は自分に有利な管轄地を選ぶことが良い訴訟結果を成すことに繋がると思います。

商標権侵害の紛争におきまして、同じような商標であればそれは判定しやすいのですが、もしこれが類似商標の場合は今までの経験によると色々なケースがあります。例えばここに示しているように字の形が類似、或いは意味が類似、或いは発音が類似する、そういった3種類のケースがありまして、一番上の字の形が類似する場合は例えば「娃哈哈」の「娃」という文字じゃなくて「姓」という文字を使い「姓哈哈」になるというケースです。そして先ほどもご紹介しましたように「營養快線」と「營養快線」の違いです。それから意味が類似するというケースもあります。例えば二番目の「乳娃娃」と「乳宝宝」です。「娃娃」と「宝宝」は赤ちゃんのことを指しますので意味が類似しています。この場合も意味が類似すると認定することができます。それから発音が類似するというケースもありまして、「非常檸檬」の場合はこの「常」は同じ発音の「尝」という漢字を使って類似する発音で消費者を誤認させるということです。

それからこのスライドは商標権侵害トラブルにおける類似商標の判定の実例を示しています。上は「娃哈哈」のもので、こういう形をしているデザインは当社に特有のデザインです。下の「笑合合」という商品も私達に類似しているものを使って、しかも色も類似していますのでこれが類似商標として判定されました。

下の図は漢字が同じでなくても包装全体が類似判定に与える影響についての判定の事例です。左の図は「營養快樂」、右は「營養快線」。これは漢字は違っていてもやはり包装全体の効果はほぼ同じでありますので、これは類似商品であると判定されました。それから右の図の「爽歪歪」と「爽乖乖」は実際漢字も違いますし意味も違います。ところがやはりこの二つの商品の包装全体の効果がほぼ同じであって一方的な模倣であることはよく見て取れますので、ですから類似判定の事例としてあります。

この事例は金華市にある食品の会社が2003年から当社の「爽歪歪」という商品を偽造してきまして、途中の2008年に更に企業の商号を変更してそのまま「爽歪歪食品」という会社に名前を変更しました。結局摘発の現場の商品の数はあまり多くなかったけれども、やはり裁判所は模倣品の調査によって長い時間に渡って当社の製品の模倣品を作ってきたので下記の判決を出しました。まず権利侵害製品の生産と販売の停止。それから「爽歪歪」という商号の使用の停止。それから経済賠償として40万円を当社に賠償することです。

このスライドは知名商品の名称、包装、デザインの権利についての説明です。この権利を守るにはやはりまず3点の要素を全部証明しなければなりません。その3つの要素というのは先取得権、知名度がある、それから悪意的に模倣されたということです。下の写真の「爽歪歪」の隣に「消洋人」というものがありまして、全く違う名前のものですが、やはりデザインがほぼ同じですのでこれも権利侵害となりました。右の「小博士」というADカルシウムミルク、これも全く違うブランドですがやはり包装のデザインはワハハに非常に類似していますので類似する商品だと判定されました。

では実例を通じまして、この模倣される権利の保護をどうすれば保護できるのかについてお話したいと思います。まず行政の方法を利用して権利侵害者の製品の情報、販売の数量、それから実際の行為人の身分まで確認します。この行政ルートを経由して権利侵害人の基本的な情報を把握した後に、私達はそれを証拠として裁判を起して民事賠償を要求します。

中国の場合は行政処罰のあとに改めて民事裁判をすることも可能です。その裁判の過程においては証拠保全の業務に力を入れます。例えば権利侵害商品の押収、或いは関連の財務諸表の押収などを法院に対して要求します。証拠保全をした後に権利侵害の認定段階に入ります。法院は両者の外観や形が基本的に同じであって、背景、色も基本的に類似、文字の配列・フォントも基本的に一致している、それから全体的なビジュアル効果も類似していることから一般消費者の誤認と誤購入を導くことが十分可能であるというふうに裁判所から結果が出まして、判決は権利侵害行為の停止と経済損失費として4万元の賠償という判決が下されました。4万元という賠償はとても少ない金額ですが、でもこの事例を見てこの件を通じて行政処罰から民事訴訟までのやり方についてははっきりすると思います。

商号権の保護についてお話したいと思います。この写真の場合は、ブランドにワハハは使われておりませんが商号は「娃哈哈」という文字が使われていました。これはよく不法業者が香港などで「娃哈哈」という名前の会社を登録して、勝手にワハハという会社の名前で商品を販売する。この場合はやはり下記の法律規定がありますので、それに従って商号権の保護業務に力を入れる事によって、これも商標権侵害として判定されました。ですから行政機関に対して商号の不正使用の取り消しを要求すると同時に、或いは商標法、反不正当竞争法に基づいて対応措置をとるという事です。

では知的財産権に関する基本的な保護業務について、やはり大変重要でありますので改めて強調してお話したいと思います。特に権利の先行登録の場合、商標登録の出願などこれは恐らく皆様も大変良い成績をもっていると思います。それからもう一つ、やはり最初にこれを使用した、或いは連続使用した証拠の収集と整理も大変重要であります。こういう証拠も例えばラベルとか販売に使われた領収書、広告宣伝のサンプルとか、これは今後のための行政或いは司法裁判の中で大変活用できる証拠ですので、ぜひ大事に整理、収集して欲しいと思います。例えば製品のラベルの場合は、いつにこのラベルを使ったかなど時間の証拠、それから領収書の場合は領収書にこのブランドの名前が記載されている時間、それから広告宣伝の場合は最近の実務中ではこの新聞に出した広告宣伝は裁判とか行政立件の間では大変有益であるという事です。

勿論テレビとかラジオなどの宣伝広告もありますけれど、ただしテレビとかラジオでの広告の証拠としての整理と収集は非常に困難であります。なぜかと言うと、いつのテレビ、いつの広告が一番最初に放送したか、これはラジオ局とかテレビの管理部門に交渉しなければいけません。しかし新聞とか雑誌の場合はやはり簡単に証拠として収集・整理することが出来ます。

ですから企業としてはやはり毎日知的財産権に関する基本的な保護業務をよくこなしていく事こそ、今後の裁判、司法或いは行政摘発の判定には大変有益になると思います。

以上どうもありがとうございました。これは私の連絡方式ですので、もし交流する方がいらっしゃれば、ぜひ私の方に連絡してください。

○ジェトロ上海事務所 安藤氏（司会）

伍先生どうもありがとうございました。

お時間もございますが、一つ二つご質問等があればお手を挙げていただければと思います。

○IP FORWARD 分部氏

私 IP FORWARD の分部と申します。

金華市のこの食品会社に 40 万円の損害賠償金が認められたという事例をご紹介いただきまして、金額として結構大きいなという印象を持ちました。5 年間侵害品を販売したということも主張されていて、主張立証が成功されたということだと思っんですけども、具体的にどのような証拠を提出して立証されたのかという事を教えてください。

○杭州娃哈哈集团有限公司 伍氏

まず 1 点目はやはり私達が被った損失、或いは相手が不法に取得した利益の計算は非常に困難ですので、この案件の場合は法律に従って法院に事情を考慮して裁判官に損失賠償金額を決定してもらいました。

それから私達は先ほど紹介したように民事訴訟の場合は訴訟をおこす場所は自分で選べますので、自分に有利な法院を選んで民事訴訟を起したわけです。ですからこの会社は 5 年間連続して偽物を作り続けたため情状が重いというケースに当たるから、法院も裁判官も私達とコミュニケーションを十分実施した結果だと言えらると思います。

まず省クラスの高級人民法院の知的財産権の担当裁判官から聞いた話によると、まず民事訴訟をおこす際には法院に対して不法業者の証拠保全の措置をとれるように要求します。もし不法業者が提出を拒む場合は、これは証拠の隠匿という理由で権利人の高額な賠償要求に対して法院は支持する傾向にあると、恐らく場合によっては法律が定めている 50 万円の上限を突破することもありうる。ですからこの方法を利用したことが高額な賠償金がもたらえた原因になると思います。

以上ぜひ参考にして下さい。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。では伍先生ありがとうございます。もう一度拍手の方をお願いします。

皆様大変お疲れ様でございました。これで講演会の方を終わらせていただきます。ここで今まで水際 WG 長をお努めいただきましたエプソンの山口様がこの度ご帰任が決まりましたので、一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○愛普生（中国）有限公司 山口氏

時間がないところすみません。先ほどご紹介頂きましたように、今月で帰任という事になりました。3 年間の赴任期間で、日本ではもともと特許の担当でしたが、中国に来て商標もやる事になりました。先ほどのご講演も本当に参考になったし、これらのご講演や実務を通じて自分でも仕事の広まりができたなど感謝しております。

また水際 WG の管理は今年から石川さんに引き継ぎまして水際 WG 長させて頂きました。至らぬところを色々補足して頂きまして本当にありがとうございます。

また私は北京 IPG、また広東 IPG の幹事としても参加させて頂いておりましたが、北京 IPG また広東 IPG の皆様には直接ご挨拶できませんが、この場を借りてお礼申し上げます。皆様方におかれましては健康でますますご活躍されることを祈念いたします。本当にどうもありがとうございます。

○ジェットロ上海事務所 安藤氏（司会）

山口グループ長どうもお疲れ様でございました。ありがとうございます。

では皆様長時間に渡りお疲れ様でございました。最後に二つだけ事務連絡をさせて頂きます。1点目でございますが、お配りした書類の中にこのようなアンケート用紙がございます。ご記入の上テーブルの上にお出しいただければ助かります。次にこの後、情報交換会という事で隣の部屋で開催を予定しております。お申し込みの皆様はご移動いただければと思います。

では時間をオーバーしてしまいましたが、これで第 59 回上海 IPG 会合を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。お疲れ様でございました。

以上